

平成２２年９月２９日

お 客 様 各 位

栃 木 信 用 金 庫

金融円滑化にともなう実施状況（平成２２年３月末）の訂正について

当金庫では中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第７条第１項に基づき、金融円滑化にともなう実施状況（平成２２年３月末）について平成２２年５月１７日付で公表いたしましたが、下記のとおり誤りがありましたので訂正させていただきます。

記

１．訂正理由

債務者が中小企業者である場合の貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額および数について集計漏れ等があったため。

２．訂正内容

別紙のとおり

以 上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

単位:百万円

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	正	誤	正	誤
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち、他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	83	80	506	401
うち、実行に係る貸付債権	12	12	266	167
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	70	68	232	227
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	7	7

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

単位:件

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	正	誤	正	誤
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち、他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	19	17	53	38
うち、実行に係る貸付債権	1	1	33	21
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	18	16	15	12
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	5	5

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

正	誤
(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	(別表7) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	(別表8) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数